第百十八条の二第一項第二号ハ中「対象者一人につき七千五百円（中小企業事業主にあつては、一万円）」を「次の(1)又は(2)に定める額」に改め、同号ハに次のように加える。

(1)　前号ハ(2)の措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じた場合　対象者一人につき七千五百円（中小企業事業主にあつては、一万円）

(2)　前号ハ(2)の措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じた場合　対象者一人につき四千円（中小企業事業主にあつては、五千円）

第百十八条の二第二項中「同号ロ」を「同号ロ(1)中「三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、五十万円）」と、同号ロ(2)に改め、同条第三項中「同号ハ」を「同号ハ(1)に」を「とあるのは」に改め、「十万円）」と」の下に「、同号ハ(2)中「対象者一人につき四千円（中小企業事業主にあつては、五千円）」とあるのは「対象者一人につき四千円及び一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、対象者一人につき五千円及び一の事業所につき十万円）」と」を加える。

第百十八条の三の見出しを「（障害者雇用促進等助成金）」に改め、同条第一項中「障害者雇用促進助成金」を「障害者雇用促進等助成金」に、「精神障害者等雇用安定奨励金」を「障害者雇用安定奨励金」に、「及び障害者トライアル雇用奨励金」を「、障害者トライアル雇用奨励金及び障害者職場復帰支援助成金」に改め、同条第二項第一号イ中「規定する発達障害者」の下に「（以下「発達障害者」という。）」を加え、同条第四項各号列記以外の部分中「精神障害者等雇用安定奨励金」を「障害者雇用安定奨励金」に、「第一号」を「第一号から第三号までのいずれか」に、「第二号」を「第四号」に改め、同項第一号イ中「重度知的障害者又は精神障害者」を「障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。）」に、「精神障害者等雇用安定奨励金」を「障害者雇用安定奨励金」に改め、同号ロ中「労働者の行う業務に関する一年以上の実務経験を有し、かつ、特例子会社（障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主に係る同項に規定する子会社をいう。以下同じ。）において障害者の雇用管理に関する一年以上の実務経験を有する者その他の重度知的障害者又は精神障害者である労働者」を「労働者の職場への定着のため、当該労働者」に、「経験及び能力を有すると公共職業安定所長が認める者」を「経験又は能力を有する者」に、「イの雇入れに係る労働者に対する業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する者として配置している事業主（）を「配置し、若しくは委嘱している事業主又は当該援助及び指導の業務を委託している事業主であつて」に改め、「当該配置」の下に「、委嘱又は委託」を加え、「に限る。）」を削り、同号ハ中「配置」の下に「、委嘱又は委託」を加え、同号ニ中「三箇月」を「六箇月」に改め、「配置」の下に「、委嘱又は委託」を加え、同項第二号及び第三号を削り、同項に次の三号を加える。

二　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）その他職場適応援助者（障害者雇用促進法第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。次号において同じ。）による援助が特に必要であると認められるものである六十五歳未満の労働者に限る。次号において同じ。）が職場に適応することを容易にするための訪問型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号。以下この項において「障害者雇用促進法施行規則」という。）第二十条の二の三第二項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、訪問等による援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、都道府県労働局長が適切に援助を実施できると認める事業主であること。

イ　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者雇用促進法第十九条第一項第一号の障害者職業総合センター（次号において「障害者職業総合センター」という。）及び障害者雇用促進法第十九条第一項第三号の地域障害者職業センター（次号において「地域障害者職業センター」という。）が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修

ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

三　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害者の雇用に伴い必要となる援助を行う企業在籍型職場適応援助者（職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（障害者雇用促進法施行規則第二十条の二の三第三項第一号又は第二号に掲げる研修を修了したものを含む。）であつて、事業主が行う職場適応援助者を配置することによる援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると都道府県労働局長が認める者をいう。以下この項において同じ。）の援助に関する計画（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が作成し、又は承認した計画に限る。）に基づき、都道府県労働局長が適切に援助を実施できると認める事業主であること。

(1)　障害者雇用促進法第二十条第三号及び第二十二条第四号の規定に基づき障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う企業在籍型職場適応援助者の養成のための研修

(2)　企業在籍型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修

ロ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇用に係る労働者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

四　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、当該イからニまでに定める額

イ　第一号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額（六月間の当該額の合計額が第一号イの雇入れに係る労働者一人につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円。以下このイにおいて同じ。）を超えるときは、十八万円）

(1)　同号ロの援助及び指導が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（ハに規定する援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

(2)　同号ロの援助及び指導が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得た額

(3)　同号ロの援助及び指導が、業務の委託により行われた場合にあつては、委託に係る障害者の数に、一月につき、三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ロ　第二号に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　訪問型職場適応援助者が四時間以上の支援を実施した日数に一万六千円を乗じて得た額

(2)　訪問型職場適応援助者が四時間未満の支援を実施した日数に八千円を乗じて得た額

ハ　第三号に該当する事業主　第三号に掲げる援助を受ける者の数に、一月につき、六万円（中小企業事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額（イ(1)に規定する障害者の数と合計して三人までの支給に限る。）